

<参考> 合流式下水道の改善について

合流式下水道の改善目標と、その達成期間

合流式下水道は、雨水と汚水を同一管渠によって排除するシステムであり、早くから下水道事業に取り組んできた大都市を中心に全国 191 の都市で採用されている。

合流式下水道における雨天時の未処理下水の放流は、水質汚濁や悪臭、公衆衛生上の観点から大きな問題となっており、早急な改善対策が必要であることから、平成 15 年に下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号)を改正し、分流式下水道並の汚濁負荷とすること、未処理放流水の回数半減、夾雑物の流出防止を目標として、一定期間内（原則平成 25 年度まで、処理区域面積が大きい場合には平成 35 年度まで）の改善対策の完了を義務づけたところである。

合流式下水道の改善事業支援制度

国は合流式下水道の改善事業を促進するため、合流式下水道を採用している都市において策定する「合流式下水道緊急改善計画」（5 年間以内）に位置付けられた改善対策事業を、緊急的かつ集中的に実施するための制度である「合流式下水道緊急改善事業」を平成 14 年度に創設し、さらに、平成 16 年度には雨水浸透施設等を、平成 19 年度には分流化に係る管きょを補助対象施設に追加している。また、国は平成 19 年度に「合流式下水道緊急改善事業」の制度期間を平成 25 年度末までに延伸し、改善対策を実施している自治体が目標達成を確実なものとするよう支援しているところである。

合流式下水道改善率

合流式下水道により整備されている区域の面積のうち、雨天時において公共用水域に放流される汚濁負荷量が分流式下水道並以下までに改善されている区域の面積の割合